



島根県報

平成17年 5月27日 (金)
第 1,678 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則	
島根県漁業調整規則の一部を改正する規則	(水 産 課) 1
告 示	
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課) 2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(") 2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課) 3
土地改良区の定款変更の認可 (2 件)	(") 4
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 4
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課) 4
道路の区域の決定	(道 路 維 持 課) 5
道路の区域の変更	(") 5
道路の供用開始	(") 6
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課) 6
臨港地区の指定	(") 8
公 告	
公共測量の実施	(用 地 対 策 課) 8
特定調達公告	
初動警察活動支援システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部) 8
教育長訓令	
教育事務決裁規程の一部改正	(教 育 庁 総 務 課) 10
漁調委指示	
延縄漁業の操業の制限	11

公布された条例等のあらまし

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (規則第86号)

1 規則の概要

市町村合併に伴い、市町村の名称を改正することとした。(第 7 条・第38条・第42条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第86号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第7条第15号中「簸川郡」を「出雲市」に改める。

第38条第3号中「簸川郡大社町」を「出雲市大社町」に改める。

第42条の表機船手繰網漁業の項禁止区域の欄第1号中「簸川郡」を「出雲市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第647号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
比田診療所	安来市広瀬町西比田1295番地1	平成17年4月1日
ウェーブ江津調剤薬局	江津市江津町1000-1	平成17年3月24日
ウェーブくろかわ薬局	浜田市黒川町120-1	平成17年3月24日
ウェーブいわみ調剤薬局	浜田市黒川町187-3	平成17年3月24日
ウェーブすふ薬局	浜田市周布町イ61-1	平成17年3月24日

島根県告示第648号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
安来市国民健康保険直営比田診療所	安来市広瀬町西比田1295番地1	平成17年3月31日
薬局 オリーブ堂	簸川郡斐川町大字荏原町3840	平成17年4月8日
ウェーブ江津調剤薬局	江津市江津町1000-1	平成17年3月23日
ウェーブくろかわ薬局	浜田市黒川町120-1	平成17年3月23日
ウェーブいわみ調剤薬局	浜田市黒川町187-3	平成17年3月23日
ウェーブすふ薬局	浜田市周布町イ61-1	平成17年3月23日

島根県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 敬仁会	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 太陽の里	松江市佐草町字客山72番地 1	平成17年 5月20日

島根県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

八尾川以南土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
船田 勉 隠岐郡隠岐の島町下西717番地内第1番地
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
高井 登 隠岐郡隠岐の島町平103番地 2
野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田向田10番地
高井 弘海 隠岐郡隠岐の島町原田414番地
嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木尼寺山21番地 1
中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地
森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町登具118番地 1

監事

- 船田貴久夫 隠岐郡隠岐の島町下西621番地 1
坂本 武芳 隠岐郡隠岐の島町下西901番地 1

2 就任年月日

平成17年 2月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地
船田 勉 隠岐郡隠岐の島町下西717番地内第1番地
村上 佳也 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1
高井 登 隠岐郡隠岐の島町平103番地 2
野坂 一定 隠岐郡隠岐の島町池田向田10番地
高井 弘海 隠岐郡隠岐の島町原田414番地
村上 満起 隠岐郡隠岐の島町有木井原21番地 1
中村 隆治 隠岐郡隠岐の島町城北町229番地

森 昭三郎 隠岐郡隠岐の島町東町登具118番地 1

監事

船田貴久夫 隠岐郡隠岐の島町下西621番地 1

坂本 武芳 隠岐郡隠岐の島町下西901番地 1

島根県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯石郡掛合町土地改良区の定款変更を平成17年5月20日付けで認可した。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐郡五箇村南北土地改良区の定款変更を平成17年5月20日付けで認可した。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第653号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町紙祖口845 - 20（国有林）、口845 - 21から口845 - 23まで、口847 - 4、口847 - 5、口848 - 4、口848 - 5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第654号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成16年度	18枚	1冊	曾木（矢入）	平成17年5月18日

安来市	平成15年度～16年度	26枚	1冊	東5 - 1	平成17年 5月18日
安来市	平成15年度～16年度	17枚	1冊	東5 - 2	平成17年 5月18日
佐田町	平成15年度～16年度	46枚	1冊	大呂4区 大呂5区	平成17年 5月18日
佐田町	平成15年度～16年度	40枚	1冊	橋波1区	平成17年 5月18日
佐田町	平成15年度～16年度	39枚	1冊	大呂川上地区	平成17年 5月18日
佐田町	平成15年度～16年度	49枚	1冊	下橋波左岸地区	平成17年 5月18日

島根県告示第655号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	松江平田自転車道線	松江市西長江町1193番4地先から同町5725番2地先まで	メートル 3.00～ 14.00	メートル 720.00	松江土木建築事務所	

島根県告示第656号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾475番5地先から同地先まで	前	メートル 12.40～ 15.40	メートル 23.60	松江土木建築事務所	不用物件発生 減幅 隣接地所有者へ 払い下げ
			後	12.40～ 15.00	23.60		
"	"	出雲市大社町逢堪字谷山下900番1地先から同市矢尾町268番1地先まで	前	8.00～ 11.60	617.00	出雲土木建築事務所	特定交通安全工事 拡幅
			後	10.00～ 22.00	617.00		
"	186号	浜田市河内町1578番12	前	14.00～ 45.00	155.00	浜田土木建	道路改築工事

		地先から同町1596番1地先まで	後	15.00~ 105.00	155.00	築事務所	拡幅
県 道	川本波多線	邑智郡川本町大字川本381番1地先から同地先まで	前	9.50~ 24.50	59.00	川本土木建築事務所	道路環境工事 拡幅
			後	10.50~ 24.50	59.00		
"	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字川本381番1地先から同大字380番5地先まで	前	5.00~ 5.50	16.00		道路環境工事 拡幅
			後	8.00~ 10.50	16.00		
"	邑智赤来線	邑智郡美郷町上川戸426番3地先から同町石原6番1地先まで	前 A	6.50~ 14.00	110.00		災害防除工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
			後	A	6.50~ 14.00		
				B	7.50~ 13.00	119.40	

島根県告示第657号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	邑智赤来線	邑智郡美郷町上川戸426番3地先から同町石原6番1地先まで	メートル 119.40	平成17年 5月27日	川本土木建築事務所	

島根県告示第658号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡海士町大字御波169 - 1 番、169 - 6 番、169 - 16番、169 - 17番、169 - 19番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成16年の秋分の満潮位 (D . L . + 0.547メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 御波四等三角点 (北緯36度 4 分24秒9508、東経133度 6 分29秒9308) から258度57分51秒、1068.01メートルの地点

の地点 の地点から185度10分34秒、19.00メートルの地点

の地点 の地点から84度28分59秒、0.38メートルの地点

の地点 の地点から174度15分52秒、0.38メートルの地点

の地点 の地点から267度34分38秒、6.06メートルの地点

の地点 の地点から263度20分18秒、0.93メートルの地点

の地点 の地点から297度24分39秒、3.35メートルの地点

の地点 の地点から 7 度 2 分13秒、18.39メートルの地点

の地点 の地点から347度55分29秒、3.20メートルの地点

の地点 の地点から341度33分 8 秒、1.14メートルの地点

の地点 の地点から293度29分43秒、1.06メートルの地点

の地点 の地点から22度11分 4 秒、0.60メートルの地点

の地点 の地点から26度 4 分27秒、0.76メートルの地点

の地点 の地点から116度 4 分27秒、5.00メートルの地点

の地点 の地点から206度 4 分27秒、0.83メートルの地点

ウ 面積

206.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡海士町大字御波168 - 9 番、169 - 6 番、169 - 16番、169 - 17番の地内並びにそれらの地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とPの地点とを結んだ線により囲まれた区域

A の地点 御波四等三角点 (北緯36度 4 分24秒9508、東経133度 6 分29秒9308) から259度36分43秒、1032.85メートルの地点

B の地点 A の地点から185度10分34秒、64.81メートルの地点

C の地点 B の地点から264度28分59秒、34.76メートルの地点

D の地点 C の地点から340度19分41秒、 7.78メートルの地点

E の地点 D の地点から353度31分07秒、 5.92メートルの地点

F の地点 E の地点から 3 度35分13秒、 7.34メートルの地点

G の地点 F の地点から15度36分14秒、10.27メートルの地点

H の地点 G の地点から200度23分55秒、0.93メートルの地点

I の地点 H の地点から297度24分16秒、3.35メートルの地点

J の地点 I の地点から296度55分36秒、8.63メートルの地点

K の地点 J の地点から20度54分46秒、0.94メートルの地点

L の地点 K の地点から19度48分52秒、18.79メートルの地点

M の地点 L の地点から23度21分38秒、0.87メートルの地点

N の地点 M の地点から 5 度19分0秒、1.22メートルの地点

O の地点 N の地点から 5 度19分0秒、8.06メートルの地点

Pの地点 Oの地点から27度15分55秒、22.47メートルの地点

ウ 面積

3,085.05平方メートル

3 埋立地の用途

海岸保全施設用地

4 出願の年月日

平成17年5月16日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び海士町役場

島根県告示第659号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄田信義

1 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
重栖港	隠岐郡隠岐の島町北方・南方地内

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局及び隠岐の島町役場

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成17年5月27日

島根県知事 澄田信義

1 作業種類

公共測量（河川計画）

2 作業期間

平成17年5月16日から平成17年12月28日まで

3 作業地域

松江市地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年5月27日

島根県警察本部長 塩川実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

初動警察活動支援システム賃貸借契約

(2) 賃貸借物品の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成17年10月1日から平成22年9月30日までとする。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年1月6日島根県告示第4号)」第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者で、平成17年・18年物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿の大分類「借入品」中分類「電気通信機器」に格付Aで登載されているものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出

平成17年5月27日(金)の公告開始日から平成17年7月6日(水)までの間に履行能力を確認する書類の提出が必要であるので、3の(1)の場所に持参又は郵送すること。

提出書類は、次のとおりとし、任意様式とする。

ア 納入するシステムの機器一覧表

イ システム納入メーカーの出荷及び施工引受証明書

なお、開札日時までの間において、当該書類に関する説明並びに補正を求める場合がある。

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話0852-26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年5月27日(金)から7月5日(火)までの間、上記(1)の場所において交付する。

但し、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までを交付時間とする。

(3) 入札書の受領期限

平成17年7月8日(金)正午(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時：平成17年7月8日(金)午後2時

イ 場所：島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を入札時までに入札すること。

ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結時に納付すること。

ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると島根県警察本部長が判断した資料を事前に提出したうえで入札書を提出した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract of Initial-stage Police Activity Assistance System

(2) Specifications and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Leasing Period

1st October, 2005 to 30st September, 2010

(4) Delivery location

According to the bid explanation form

(5) Deadline for tender

noon on 8th July, 2005 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on 8th July, 2005)

(6) Date and time for the opening bids and tenders

at 14:00 on 8th July, 2005

(7) Contract contact information

Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan

Ph:0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

教 育 長 訓 令

出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 5月27日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第 8 条第 1 項中「副所長及び」を削り、「部長及び管理部長」を「部長、管理部長及び副館長」に改める。

第12条の表中

「 図書館長 埋蔵文化財調査センター所長	1 部長又は副所長 2 総務振興グループ課長又は総務グループ課長	」 を
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長	1 総務広報グループ課長又は総務グループ課長	

「 図書館長 埋蔵文化財調査センター所長	1 総務振興グループ課長又は総務グループ課長	」 に改める。
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長又は総務グループ課長	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の教育事務決裁規程の規定は、平成17年 4月 1 日から適用する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

平成17年 5月27日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1 操業の承認

当該海面において総トン数 5 トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの

(2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止区域

漁 船 規 模	禁 止 区 域
総トン数5トン以上10トン未満	最大高潮時海岸線から3,000メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定されている海面（県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面）。ただし、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあつてはこの限りではない。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内（隠岐郡の地先海面にあつては2海里以内）

(2) 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内では、1月1日から7月31日まで、及び12月1日から12月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた翌年6月30日までに提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成17年6月1日から平成20年5月31日までとする。